

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月10日

堺市議会議長 池尻秀樹 様

議員氏名

龍田 美栄



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に 令和3年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等		
1 政務活動費	3,240,000	@270000円	×	12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	0		×	= 0 円
収入合計	3,240,000			

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	286,436	286,436	
人 件 費	364,800	364,800	
事 務 ・ 事 務 所 費	2,044,637	2,044,637	
支 出 合 計	2,695,873	2,695,873	

様式第14号(第7条関係)

令和3年度 事業実施報告書

大阪維新の会・堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 龍田 美栄

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【広報・公聴費】 ブログ制作費 市政レポート制作 ・ 配布	4月～12月 10月～12月	議会での議事内容を報告 市政に関する調査報告を行うため市政活動報告紙を10,000部印刷した ポスティングをおこなった
【人件費】 事務員の雇用	4月～12月	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した
【事務・事務所費】 事務所の賃貸料及び 事務所関連経費支出	4月～3月	市政調査に関する調査研究や住民相談等のため事務遂行に必要な事務所の設置、管理に必要とする経費

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月9日		810,000		810,000	4月、5月、6月分 政務活動費受け入れ		
4月20日	4-1		24,000	786,000	ブログ制作費	⑦	
4月20日	4-2		33,600	752,400	パート代金 3月分	⑧	
4月26日	4-3		6,816	745,584	自動車保険料	⑨	
4月27日	4-4		49,368	696,216	自動車リース代	⑨	
4月27日	4-5		7,023	689,193	オフィス光119利用料	⑨	
4月27日	4-6		7,304	681,889	カラーA複合機 リース代	⑨	
4月27日	4-7		4,480	677,409	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
4月27日	4-8		1,232	676,177	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
4月30日	4-9		7,997	668,180	電話利用料金 3月分	⑨	
4月30日	4-10		88,224	579,956	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
月計		810,000	230,044				
累計		810,000	230,044	579,956			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				579,956	繰越		
5月20日	5-1		43,200	536,756	パート代金 4月分	⑧	
5月20日	5-2		24,000	512,756	ブログ制作費	⑦	
5月26日	5-3		6,816	505,940	自動車保険料	⑨	
5月27日	5-4		49,368	456,572	自動車リース代	⑨	
5月27日	5-5		7,011	449,561	オフィス光119利用料	⑨	
5月27日	5-6		7,304	442,257	カラーA複合機 リース代	⑨	
5月27日	5-7		4,480	437,777	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
5月27日	5-8		1,232	436,545	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
5月28日	5-9		85,293	351,252	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
5月31日	5-10		7,886	343,366	電話利用料金 4月分	⑨	
月計		0	236,590				
累計		810,000	466,634	343,366			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				343,366	繰越		
6月20日	6-1		24,000	319,366	ブログ制作費	⑦	
6月20日	6-2		38,400	280,966	パート代金 5月分	⑧	
6月28日	6-3		49,368	231,598	自動車リース代	⑨	
6月28日	6-4		6,939	224,659	オフィス光119利用料	⑨	
6月28日	6-5		7,304	217,355	カラーA複合機 リース代	⑨	
6月28日	6-6		4,480	212,875	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
6月28日	6-7		1,232	211,643	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
6月28日	6-8		6,816	204,827	自動車保険料	⑨	
6月29日	6-9		84,954	119,873	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
6月30日	6-10		7,888	111,985	電話利用料金 5月分	⑨	
月計		0	231,381				
累計		810,000	698,015	111,985			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				111,985	繰越		
7月9日		810,000		921,985	7月、8月、9月分 政務活動費受け入れ		
7月20日	7-1		38,400	883,585	パート代金 6月分	⑧	
7月20日	7-2		24,000	859,585	ブログ制作費	⑦	
7月22日	7-3		2,120	857,465	インターネットレンタルサーバー更新料	⑨	
7月26日	7-4		6,816	850,649	自動車保険料	⑨	
7月27日	7-5		49,368	801,281	自動車リース代	⑨	
7月27日	7-6		6,924	794,357	オフィス光119利用料	⑨	
7月27日	7-7		7,304	787,053	カラーA複合機 リース代	⑨	
7月27日	7-8		4,480	782,573	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
7月27日	7-9		1,232	781,341	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
7月28日	7-10		85,236	696,105	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
月計		810,000	225,880				
累計		1,620,000	923,895	696,105			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				696,105	繰越		
8月2日	8-1		7,886	688,219	電話利用料金 6月分	⑨	
8月20日	8-2		38,400	649,819	パート代金 7月分	⑧	
8月20日	8-3		24,000	625,819	ブログ制作費	⑦	
8月26日	8-4		6,680	619,139	自動車保険料	⑨	
8月27日	8-5		49,368	569,771	自動車リース代	⑨	
8月27日	8-6		6,882	562,889	オフィス光119利用料	⑨	
8月27日	8-7		7,304	555,585	カラーA複合機 リース代	⑨	
8月27日	8-8		4,480	551,105	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
8月27日	8-9		1,232	549,873	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
8月30日	8-10		86,134	463,739	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
8月31日	8-11		8,362	455,377	電話利用料金 7月分	⑨	
月計		0	240,728				
累計		1,620,000	1,164,623	455,377			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				455,377	繰越		
9月20日	9-1		33,600	421,777	パート代金 8月分	⑧	
9月20日	9-2		24,000	397,777	ブログ制作費	⑦	
9月27日	9-3		1,232	396,545	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
9月27日	9-4		49,368	347,177	自動車リース代	⑨	
9月27日	9-5		7,304	339,873	カラーA複合機 リース代	⑨	
9月27日	9-6		4,480	335,393	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
9月27日	9-7		6,680	328,713	自動車保険料	⑨	
9月27日	9-8		7,052	321,661	オフィス光119利用料	⑨	
9月29日	9-9		85,090	236,571	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
9月30日	9-10		8,329	228,242	電話利用料金 8月分	⑨	
月計		0	227,135				
累計		1,620,000	1,391,758	228,242			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				228,242	繰越		
10月8日		810,000		1,038,242	10月、11月、12月分 政務活動費受け入れ		
10月20日	10-1		40,000	998,242	ブログ制作・動画編集費	⑦	
10月20日	10-2		33,600	964,642	パート代金 9月分	⑧	
10月26日	10-3		6,680	957,962	自動車保険料	⑨	
10月27日	10-4		1,232	956,730	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
10月27日	10-5		49,368	907,362	自動車リース代	⑨	
10月27日	10-6		7,304	900,058	カラーA複合機 リース代	⑨	
10月27日	10-7		4,480	895,578	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
10月27日	10-8		6,898	888,680	オフィス光119利用料	⑨	
10月29日	10-9		85,170	803,510	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
月計		810,000	234,732				
累計		2,430,000	1,626,490	803,510			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				803,510	繰越		
11月1日	11-1		22,436	781,074	チラシ印刷代	⑦	
11月1日	11-2		8,327	772,747	電話利用料金 9月分	⑨	
11月20日	11-3		40,000	732,747	ブログ制作・動画編集費	⑦	
11月20日	11-4		33,600	699,147	パート代金 10月分	⑧	
11月26日	11-5		6,680	692,467	自動車保険料	⑨	
11月29日	11-6		7,304	685,163	カラーA複合機 リース代	⑨	
11月29日	11-7		49,368	635,795	自動車リース代	⑨	
11月29日	11-8		4,480	631,315	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
11月29日	11-9		1,232	630,083	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
11月29日	11-10		6,885	623,198	オフィス光119利用料	⑨	
11月29日	11-11		85,212	537,986	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
11月30日	11-12		8,791	529,195	電話利用料金 10月分	⑨	
月計		0	274,315				
累計		2,430,000	1,900,805	529,195			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				529,195	繰越		
12月20日	12-1		40,000	489,195	ブログ制作・動画編集費	⑦	
12月20日	12-2		33,600	455,595	パート代金 11月分	⑧	
12月26日	12-3		84,125	371,470	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
12月27日	12-4		49,368	322,102	自動車リース代	⑨	
12月27日	12-5		7,011	315,091	オフィス光119利用料	⑨	
12月27日	12-6		7,304	307,787	カラーA複合機 リース代	⑨	
12月27日	12-7		4,480	303,307	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
12月27日	12-8		1,232	302,075	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
12月27日	12-9		6,680	295,395	自動車保険料	⑨	
月計		0	233,800				
累計		2,430,000	2,134,605	295,395			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				295,395	繰越		
1月4日	1-1		8,777	286,618	電話利用料金 11月分	⑨	
1月7日		810,000		1,096,618	1月、2月、3月分 政務活動費受け入れ		
1月20日	1-2		38,400	1,058,218	パート代金 12月分	⑧	
1月26日	1-3		6,680	1,051,538	自動車保険料	⑨	
1月27日	1-4		49,368	1,002,170	自動車リース代	⑨	
1月27日	1-5		6,898	995,272	オフィス光119利用料	⑨	
1月27日	1-6		7,304	987,968	カラーA複合機 リース代	⑨	
1月27日	1-7		4,480	983,488	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
1月27日	1-8		1,232	982,256	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
1月27日	1-9		86,197	896,059	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
1月27日	1-10		8,772	887,287	電話利用料金 12月分	⑨	
月計		810,000	218,108				
累計		3,240,000	2,352,713	887,287			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				887,287	繰越		
2月27日	2-1		84,840	802,447	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
2月28日	2-2		6,680	795,767	自動車保険料	⑨	
2月28日	2-3		1,232	794,535	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
2月28日	2-4		4,480	790,055	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
2月28日	2-5		7,304	782,751	カラーA複合機 リース代	⑨	
2月28日	2-6		49,368	733,383	自動車リース代	⑨	
2月28日	2-7		6,928	726,455	オフィス光119利用料	⑨	
2月28日	2-8		11,123	715,332	電話利用料金 1月分	⑨	
月計		0	171,955				
累計		3,240,000	2,524,668	715,332			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				715,332	繰越		
3月26日	3-1		84,732	630,600	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
3月28日	3-2		6,822	623,778	オフィス光119利用料	⑨	
3月28日	3-3		7,304	616,474	カラーA複合機 リース代	⑨	
3月28日	3-4		4,479	611,995	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
3月28日	3-5		1,232	610,763	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
3月28日	3-6		6,680	604,083	自動車保険料	⑨	
3月28日	3-7		49,368	554,715	自動車リース代	⑨	
3月31日	3-8		10,588	544,127	電話利用料金 2月分	⑨	
月計		0	171,205				
累計		3,240,000	2,695,873	544,127			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 龍田 美栄

ふりがな	[REDACTED]			
被雇用者の氏名	[REDACTED]			
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日			
住所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]			
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日			
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)			
勤務時間数	12 時間 / 週 (1日 6 時間 × 2 日 / 週)			
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 1000 円			
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動			
按分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">80 %</td> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/>勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 9.6 時間 (週勤務時間数) 12 時間 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/>職務内容をもとに算定 ※下記参照 </td> </tr> </table>	80 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 9.6 時間 (週勤務時間数) 12 時間	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
80 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 9.6 時間 (週勤務時間数) 12 時間			
	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照			
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。			
備考				

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生
現 住 所	〒[REDACTED] 大阪府 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区一条通13-16 松利ビル5A	
仕事内容	書類作成、事務処理全般	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後10時00分から 午前・午後11時00分まで (12時～13時 まで)	
休 日	カレンダー通りとする	
給与(賃金)	労働時間 × 時給 (1,000円)	
給与支払	毎月末日締め 20日支払	
給与振込先	三井住友銀行 南森町支店(普通) [REDACTED]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
雇用者	R3年4月1日 龍田美栄	[REDACTED]
被雇用者	[REDACTED]	[REDACTED]

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
12	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
19	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水					
25	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
26	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
合計				42:00	0:00	
出勤日数				7日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
2	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
9	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
16	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
23	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
合計				54:00	0:00	
出勤日数						9日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
7	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
14	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水					
20	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
21	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
28	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
29	土					
30	日					
31	月					
合計				48:00	0:00	
出勤日数				8日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火					
2	水					
3	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
4	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
11	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水					
17	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
18	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
25	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
合計				48:00	0:00	
出勤日数						8日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
2	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
9	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
16	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
30	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
31	土					
合計				48:00	0:00	
出勤日数						8日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
6	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水					
12	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
20	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
27	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					
合計				42:00	0:00	
出勤日数				7日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
3	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
10	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
合計				42:00	0:00	
出勤日数				7日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
15	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
29	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
30	土					
31	日					
合計				42:00	0:00	
出勤日数				7日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
5	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
19	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水					
25	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
26	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
合計				42:00	0:00	
出勤日数				7日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
3	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
10	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
17	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水					
23	木	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
24	金	10:00	17:00	06:00		休憩1時間
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					
合計				48:00	0:00	
出勤日数						8日





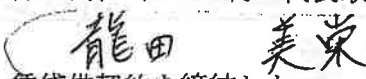
事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 **大阪維新の会 龍田 美栄**


管理責任者 (議員名)	龍田 美栄		
事務所名	龍田 美栄事務所		
所在地	〒590-0048 大阪府堺市堺区一条通13-16 松利ビル5A TEL 072 (298) 1707		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 松利)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	37.62 m ²	賃借料	月額 89000 円 (政務活動費充当額 64000 円)
政党活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による /月 150 時間のうち 120 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input type="checkbox"/> ガス代・・・% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



賃貸借契約書

株式会社 松 利 代表取締役 松 田 健 二 (以下甲という) は

 (以下乙という) との間に下記の
賃貸借契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する堺市堺区一条通 13 番 16 号所在の鉄筋コンクリート造 7 階建ビル内 3 階 A 号室 37.62 m² (11.4 坪) を乙に賃貸した。
- 第2条 乙は上記の賃貸する室 (以下貸室という) を事務所として使用することを甲に約した。
- 第3条 賃貸借期間は 2019 年 11 月 1 日より 2020 年 10 月 31 日とする。
但し、期間満了の際、甲乙いずれからも別段の意思表示ないときは、本契約はさらに 1 ヶ年更新するものとする。以後も同様とする。
- 第4条 賃貸料 (以下賃料という) は月額金 80,000 円 (消費税別) とし、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲又は甲の指定する口座振込で支払う。

指定振込口座： 三井住友銀行 堺支店 当座預金  カ) マツリ

契約の始期におけるその月分の賃料は、貸室引渡日よりの日割計算によるものとする。また終期におけるものは月割計算によるものとする。

- 第5条 租税公課及び諸物価の変動、近隣の状況変更等により必要と認められるときは甲は乙に対して賃料の増額請求をし、乙と協議の上、改定できるものとする。
- 第6条 乙は敷金として金  円を甲の指定する期日、方法により甲に預託する。
- 第7条 据置期間を除き、貸室明渡し完了より 1 ヶ月以内に、甲は敷金についてはその金  円を乙に返還する。
貸室明渡しの際、乙に未払の賃料、損害賠償、立替金等ある時は、甲は敷金を以ってそれに充当することができる。乙は敷金を以って賃料の支払に代えることはできない。
- 第8条 貸室及び共用部分の経費は一切乙の負担とする。
共用部分の電気、ガス、給排水、空調、清掃、保安、その他乙の貸室使用に関連して生ずる費用は、貸室面積に比例して乙が負担するものとする。
- 第9条 (1) 乙は賃借物及び賃借権の譲渡、転貸はできない。また、乙は名義の如何を問わず、貸室を第三者に使用させ、又は共同で使用することはできない。
(2) 乙は甲及び近隣に対し著しく迷惑を及ぼすような行為、その他公序良俗に反する行為をしてはならない

(3)乙は予め甲の承諾を得た上でないと、貸室を所定の目的以外の用途に使用することはできない。

(4)貸室内の区画、改装及び造作については乙は予め甲の承諾を得ることを要する。

(5)乙は甲の指定する場所意外には、賃貸物件に看板、広告等の掲示はできないものとする。

(6)乙は当ビルにおける防災、防犯、衛生等に関する甲の通知、変更、禁止等の事項については、これを厳守すること。また、当ビルへの物品（多量、重量物等）などの搬入及び搬出についても、乙は甲の指示に従うこと。

第10条 甲は下記の各号の場合、乙に対し何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1)第9条の(1)及び(2)に違反したとき。

(2)乙に対する破産、整理、更生等の申立てのあったとき、及びこれに準ずる自由のあったとき。

(3)故なく相当期間貸室を閉鎖したとき。

(4)二ヶ月以上賃料の支払が滞ったとき。

第11条 乙が第10条の各号以外の本契約に違反したときは甲は一定期間を設けて催告し尚かつ乙において違反の是正がなかった時は甲は乙に対して本契約を解除することが出来る。

第12条 乙の都合により契約期間内に解約しようとする時は、乙は3ヶ月前までに甲に対しその予告をしなければならない。但し、乙は催告に代えて賃料の3ヶ月分を甲に支払い、即時に解約することが出来る。

甲の席に帰すべき事由により、甲が乙に対し本契約を解除したときは、甲は乙に賃料の2ヶ月分を乙に支払うものとする。

第13条 乙は貸室の明渡しに際しては、これを現状に回復して甲に返還しなければならない。この場合乙は甲の指示した期間内に、乙の造作、設備等一切を乙の費用で撤去する。但しその期間内に乙による現状回復がなされなかった時、甲は乙の負担においてこれをする事が出来る。又甲により有益と認めた乙の設備、造作があるときは、甲乙協議の上その処置を定めるものとする。

尚、乙は明渡しに際して、甲に対し権利金、移転料等の請求は出来ない。

第14条 (1)天災、火災、盗難及び設備の故障等による乙の損害については、甲は乙に対しその責を負わないものとする。

(2)天災、又は甲の責に帰さない事由による賃貸物件の滅失、もしくはそれに準じる場合、敷金については甲は乙に対しその返還の義務をおわないものとする。

(3)乙の責に帰すべき事由により貸室及び共有部分、又はその設備及び造作に生じた損傷については乙は直ちに甲に通知し、甲の指示により、乙の負担において現状に復さねばならない。

(4)乙の責に帰さない天井、壁及び床等の建物本体に係る修理を要する個所のある場合には、乙は直ちに甲に通知すること。これの修理費は甲の負担とする。
但し、ガラスの破損及び照明器具、錠鍵、蝶番その他の付帯器具の材料費及び修理費はすべて乙の負担とする。

第15条 乙及び乙の連帯保証人はその住所、商号、身分、組織及び代表者名義等に変更を生じた場合には、直ちにその旨を甲に通知する。

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要の都度甲乙協議の上、誠意をもって決定するものとする。

以上

この契約を保証するために、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保管するものとする。

令和元年 10 月 29 日

甲

住所 堺市堺区一条通 13 番 16 号

氏名 株式会社 松 利
代表取締役 松 田 健 二

乙

住所

氏名

母中
龍田 美栄

自動車リース申込書並びに保証委託申込書・オリコカード申込書

契約番号 - - - - -

お申込年月日 令和元年5月19日 契約年月日 - -

フリガナ※ タツタヒエ
お名前※ 龍田 美栄
ご住所※ 大阪府堺市
電話※ 自宅

お名前前
お申込者との関係※

※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

連帯保証人
予定者 ※

リース車両の内容

車名	トヨタ C-HR
グレード	S-T LED Package
登録	新車 型式 DBA-NGX10
オプション	ナビ、Bカメラ、ドラレコ、ETC、コーティング、ホワイトパールクリスタルシャイン、マツト、ハイザー(取付費用は含まれておりません)
ナンバー区分	自家用ナンバー
色	パールホワイト
排気量	1,200cc
売主	表記代理店
車両使用場所	お申込住所と同一
事業所名	お申込住所
書類送付先	お申込住所

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は車両の使用場所に送付します。
*預金口座へのご入金、お支払日の前日までにお願い致します。

●カード申込は、ご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
●本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
●カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。
(口座振替)

重要事項の確認を必ずお願い致します
リース期間満了時ご契約車両を返却する際、内外装に損傷等がある場合、原状修復費用は全額お客様の負担となります。

代理店…(商品(役務)等のお問い合わせ先)

名称 浪田石油株式会社
代表者 浪田 昌治
住所 大阪市中央区上本町西4-1-18
電話 06-6762-3032
担当者氏名

計算NO. 7194207-2701-0010

ご契約の内容

1	リース期間	車両登録日(または名義変更日)から	60ヶ月	*リース開始日-満了日は別紙、納車履歴書にてご通知します。			
2	月額リース料	56,100円	消費税	4,488円	①合計	60,588円	60回②
	リース料お支払総額	0円	消費税	0円	③合計	0円	0回④
3	別枠リース料(現金)	0円	消費税	0円	⑥合計	0円	0回
	リース料お支払総額	3,366,000円	消費税	269,280円	お支払総額(⑤+⑥)	3,635,280円	
	支払方法	リース開始月の翌月(注)	初回合算回数	2回	初回支払額	121,176円	(消費税込)
4	メンテナンスサービス内容	<input type="checkbox"/> 登録諸費用 <input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間) <input type="checkbox"/> バッテリー交換1個 <input type="checkbox"/> 自動車取得税 <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間) <input type="checkbox"/> メンテナンスサービス(項番4参照) <input type="checkbox"/> 自動車税 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車任意保険料 (項番7参照) <input type="checkbox"/> 車検(基本点検料・完成検査料・代行料・登録印紙代) <input type="checkbox"/> スケジュール点検(基本点検料) <input type="checkbox"/> 法定点検(基本点検料) <input type="checkbox"/> エンジンオイル交換(6ヶ月毎) <input type="checkbox"/> エンジンオイルエレメント交換(12ヶ月毎) <input type="checkbox"/> ワイパーゴム交換(12ヶ月毎) <input type="checkbox"/> ブレーキオイル(車検時) <input type="checkbox"/> 冷却水交換(車検時) <input type="checkbox"/> 夏タイヤ交換4本 <input checked="" type="checkbox"/> 冬タイヤ交換0本 <input checked="" type="checkbox"/> ホイール0本					
5	残存価格	クロス・エンド契約(閉鎖なし)					
7	特約事項	契約走行キロ 月間 1,000km					



郵便はがき

〔請求額変更に伴う再発行〕

お支払計算書

令和 1年10月15日

お客さま名 龍田 美栄 様

毎度ご利用いただきありがとうございます。今回のご利用料は、本状「お支払計算書」のとおりです。

ご利用日	ご利用店	各	ご利用商品名	回数	ご利用額①	会員手数料②
1 9 19	浪田石油株式会社		OAL/C-HR/R1	57	3517470	0

取扱費用③	請求用④	お支払総額 ①+③+④+⑥	お支払日
0	0	3517470 円	毎月 27 日

※消費税率の変更に伴い毎月のご請求金額が変更となるため、お支払計算書を再発行させていただきました。
 内容、詳細につきましては、ご契約のリース会社にお問い合わせください。

あみずほ銀行
 支那支店
 普通預金
 タツタ
 口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座へのご入金、前日までにお願いたします。

Webでもご利用明細等確認できます。お客様のeオrico IDは、
 eオricoサービスへは、オricoWebサイト www.orico.co.jpから

消費税のご案内

- ・1. 2回払い(2回払いでも頭金を支払っている場合は除く)をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。*融資ご利用の方は除かれます。
- ・リース(保証方式)をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	ご請求額	支払年月日	ご請求額	翌月繰越残高
1 11 028	61710	13 21 027	61710	2715240
1 11 127	61710	14 21 127	61710	2653530
1 11 227	61710	15 21 228	61710	2591820
2 2 127	61710	16 3 127	61710	2530110
2 2 227	61710	17 3 229	61710	2468400
2 3 227	61710	18 3 329	61710	2406690
2 4 227	61710	19 3 427	61710	2344980
2 5 227	61710	20 3 528	61710	2283270
2 6 227	61710	21 3 628	61710	2221560
2 7 227	61710	22 3 727	61710	2159850
2 8 227	61710	23 3 827	61710	2098140
2 9 228	61710	24 3 927	61710	2036430

お支払期間が手続時の都合により変更となっている場合がございますので、必ずご確認をお願い致します。
 ●お引き落とし金額の請求について・・・表記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額となりますのであらかじめご了承ください。

裏面もございまして、必ずご覧ください。

↑ ミシン目に沿ってヤマ折りしてから開封してください ↓

龍田 様

ログイン日時: 2022年06月12日 09時35分

ログアウト

トップ > ご利用履歴

お支払計算書

ご契約番号	[REDACTED]	金融機関名	みずほ銀行
ご利用日	2019年9月19日	支店名	堺支店
ご利用店名	漁田石油株式会社	預金種目・口座番号	普通 [REDACTED]
ご利用商品名	OAL/C-HR/R1	口座名義人	ケダミ
お支払回数	57回	お支払内容	
ご利用額	3,517,470円	お客様名義の口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座へのご入金は、前日までにお願いたします。	
会員手数料	0円	ご案内	
取扱費用	0円		
諸費用	0円		
お支払総額	3,517,470円		

>次へ

	お支払年月日	ご請求額	ご請求額内訳		翌月繰越残高
			月払い分	ボーナス払い分	
1	2019年10月28日	61,710円	61,710円	0円	3,455,760円
2	2019年11月27日	61,710円	61,710円	0円	3,394,050円
3	2019年12月27日	61,710円	61,710円	0円	3,332,340円
4	2020年1月27日	61,710円	61,710円	0円	3,270,630円
5	2020年2月27日	61,710円	61,710円	0円	3,208,920円
6	2020年3月27日	61,710円	61,710円	0円	3,147,210円
7	2020年4月27日	61,710円	61,710円	0円	3,085,500円
8	2020年5月27日	61,710円	61,710円	0円	3,023,790円
9	2020年6月29日	61,710円	61,710円	0円	2,962,080円
10	2020年7月27日	61,710円	61,710円	0円	2,900,370円
11	2020年8月27日	61,710円	61,710円	0円	2,838,660円
12	2020年9月28日	61,710円	61,710円	0円	2,776,950円
13	2020年10月27日	61,710円	61,710円	0円	2,715,240円
14	2020年11月27日	61,710円	61,710円	0円	2,653,530円
15	2020年12月28日	61,710円	61,710円	0円	2,591,820円
16	2021年1月27日	61,710円	61,710円	0円	2,530,110円
17	2021年3月1日	61,710円	61,710円	0円	2,468,400円
18	2021年3月29日	61,710円	61,710円	0円	2,406,690円
19	2021年4月27日	61,710円	61,710円	0円	2,344,980円
20	2021年5月27日	61,710円	61,710円	0円	2,283,270円
21	2021年6月28日	61,710円	61,710円	0円	2,221,560円
22	2021年7月27日	61,710円	61,710円	0円	2,159,850円
23	2021年8月27日	61,710円	61,710円	0円	2,098,140円
24	2021年9月27日	61,710円	61,710円	0円	2,036,430円

1 | 2 | 3 | >次へ

ご利用残高	
合計	1,542,750円

※お支払計算書発行時点での口座登録のお手続が完了済みでない場合は、現在は登録済みであっても、

登録についてのご案内が表示され続ける場合がございます。口座登録状態については、

「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

※ご利用残高とは、未払金の元金残高です。新規のご利用や月々のお支払いにより変動いたします。

※お支払年月は、2007年12月以降のご請求分の期金となります。

※お支払計算書の金融機関欄(決済口座)は、ご登録されている最新状態が表示されています。その為、支払い方法・決済口座の変更のタイミングによっては、当月ご請求分の決済方法が、表示されている金融機関欄の内容と異なり、変更以前の状況となる場合がございます。

尚、実際に新しい決済方法が適用される時期については、「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

龍田 様

ログイン日時: 2022年0月12日 10時49分
前回のログイン: 2022年0月12日 09時35分

ログアウト

トップ > ご利用料金

お支払計算書

ご契約番号		金融機関名	みずほ銀行
ご利用日	2018年9月19日	支店名	堺支店
ご利用店名	龍田石油株式会社	預金種目・口座番号	普通
ご利用商品名	OAL/C-HR/R1	口座名義人	ケダシ
お支払回数	57回	お支払内容	
ご利用額	3,517,470円	お客様名義の口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座へのご入金は、前日までお願いいたします。	
会員手数料	0円	ご案内	
取扱費用	0円		
諸費用	0円		
お支払総額	3,517,470円		

前へ > 次へ

	お支払年月日	ご請求額	ご請求額内訳		翌月繰越残高
			月払い分	ボーナス払い分	
25	2021年10月27日	61,710円	61,710円	0円	1,974,720円
26	2021年11月29日	61,710円	61,710円	0円	1,913,010円
27	2021年12月27日	61,710円	61,710円	0円	1,851,300円
28	2022年1月27日	61,710円	61,710円	0円	1,789,590円
29	2022年2月28日	61,710円	61,710円	0円	1,727,880円
30	2022年3月28日	61,710円	61,710円	0円	1,666,170円
31	2022年4月27日	61,710円	61,710円	0円	1,604,460円
32	2022年5月27日	61,710円	61,710円	0円	1,542,750円
33	2022年6月27日	61,710円	61,710円	0円	1,481,040円
34	2022年7月27日	61,710円	61,710円	0円	1,419,330円
35	2022年8月29日	61,710円	61,710円	0円	1,357,620円
36	2022年9月27日	61,710円	61,710円	0円	1,295,910円
37	2022年10月27日	61,710円	61,710円	0円	1,234,200円
38	2022年11月28日	61,710円	61,710円	0円	1,172,490円
39	2022年12月27日	61,710円	61,710円	0円	1,110,780円
40	2023年1月27日	61,710円	61,710円	0円	1,049,070円
41	2023年2月27日	61,710円	61,710円	0円	987,360円
42	2023年3月27日	61,710円	61,710円	0円	925,650円
43	2023年4月27日	61,710円	61,710円	0円	863,940円
44	2023年5月29日	61,710円	61,710円	0円	802,230円
45	2023年6月27日	61,710円	61,710円	0円	740,520円
46	2023年7月27日	61,710円	61,710円	0円	678,810円
47	2023年8月28日	61,710円	61,710円	0円	617,100円
48	2023年9月27日	61,710円	61,710円	0円	555,390円

前へ | 1 | 2 | 3 | 次へ

ご利用残高	
合計	1,542,750円

※お支払計算書を発行した時点で口座登録のお手続きがお済みでなかった場合、現在は登録済みであっても、

登録についてのご案内が表示され続ける場合がございます。口座登録状態については、

「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

※ご利用残高とは、未払金の元金残高です。新規のご利用や月々のお支払いにより変動いたします。
※お支払年月は、2007年12月以降のご請求分の期金となります。

※お支払計算書の金融機関欄(決済口座)は、ご登録されている最新状態が表示されています。その為、支払い方法・決済口座の変更のタイミングによっては、当月ご請求分の決済方法が、表示されている金融機関欄の内容と異なり、変更以前の方法となる場合がございます。

尚、実際に新しい決済方式が適用される時期については、「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

ご利用案内 ローン・キャッシング お申込はこちら 暮らしマイル 優待キャンペーン 各種登録・変更

龍田 様

ログイン日時: 2023年04月12日 10時46分
 前回ログイン: 2023年04月12日 06時45分

ログアウト

トップ > ご利用履歴

お支払計算書

ご契約番号	[REDACTED]	金融機関名	みずほ銀行
ご利用日	2019年09月19日	支店名	堺支店
ご利用店名	滝田石油株式会社	預金種目・口座番号	普通 [REDACTED]
ご利用商品名	OAL/C-HR/R1	口座名義人	ケダ江
お支払回数	57回	お支払内容	
ご利用額	3,517,470円	お客様名義の口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座へのご入金は、前日までをお願いいたします。	
会員手数料	0円	ご案内	
取扱費用	0円		
諸費用	0円		
お支払総額	3,517,470円		

前へ

	お支払年月日	ご請求額	ご請求額内訳		翌月繰越残高
			月払い分	ボーナス払い分	
49	2023年10月27日	61,710円	61,710円	0円	493,680円
50	2023年11月27日	61,710円	61,710円	0円	431,970円
51	2023年12月27日	61,710円	61,710円	0円	370,260円
52	2024年1月29日	61,710円	61,710円	0円	308,550円
53	2024年2月27日	61,710円	61,710円	0円	246,840円
54	2024年3月27日	61,710円	61,710円	0円	185,130円
55	2024年4月30日	61,710円	61,710円	0円	123,420円
56	2024年5月27日	61,710円	61,710円	0円	61,710円
57	2024年6月27日	61,710円	61,710円	0円	0円

前へ | 1 | 2 | 3 |

ご利用残高	
合計	1,542,750円

※お支払計算書発行した時点で口座登録のお手続きが完了できなかった場合、現在は登録済みであっても登録についての案内が表示され続けてしまう場合がございます。口座登録状態については、「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

※ご利用残高とは、未払金の元金残高です。新規のご利用や月々のお支払いにより変動いたします。

※お支払年月は、2007年12月以降のご請求分の暦年となります。

※お支払計算書の金融機関欄(決済口座)は、ご登録されている最新状態が表示されています。その為、支払い方法・決済口座の変更のタイミングによっては、当月ご請求分の決済方法が、表示されている金融機関欄の内容と異なり、変更以前の方法となる場合がございます。

尚、実際に新しい決済方式が適用される時期については、「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

※太陽光発電システムやオール電化機器等、リフォーム工事のクレジット契約にて、一部先入金(一部繰上返済)をされたご契約分については、月々のご請求額が正しく表示されていない場合がございますのであらかじめご了承ください。

戻る



TOKIO MARINE NICHIDO

自動車保険証券

住所 堺市

契約者 龍田 美栄 様

212321 000032 0000014# 00000018
2007171D 00001/00002 00001/00002 001/001



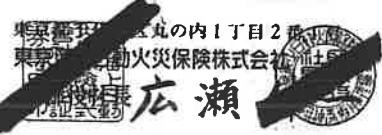
普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。なお保険証券の見方については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

証券番号

9~20時、土日祝日は18時迄(年末年始は除)
弊社連絡先 東京海上日動カスタマーセンター
(39B2) ☎ 0120-153-005

- 代理店/仲立人 大阪浪田石油 (0708) ☎ 06-6761-0150
 - 東京海上日動安心110番 ☎ 0120-119-110 (事故受付センター) 24時間・365日対応
- 事故の際は直ちに●のいずれかにご連絡ください。

ご契約のしおり(約款)をホームページでの閲覧(Web約款)としていただいたことで紙の使用量を削減することができました。地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠に有難うございました。



印紙税申告
付につき
税務署承認

電話番号 携帯番号 FAX

契約日 令和 2年 7月15日 他保険契約等 無

証券作成日 令和 2年 7月17日 (20. 7)

ご契約内容

保険期間 (始期日) 令和 2年 7月27日 午後4時から (満期日) 令和 5年 7月27日 午後4時まで 3年間

保険種類 トータルアシスト自動車保険 (総合自動車保険)

営業店 39B2 大阪南K
代理店/仲立人 0708 大阪浪田石油
契約者/団体
代理店枝番 0630

補償を受けられる方 (被保険者・本人) 生年月日 昭和62年 3月12日

住所 堺市
氏名 龍田 美栄 様
免許証の種類(色) 免許証の有効期限 令和 3年 4月 個人/法人 個人
車両所有者 龍田 美栄 様

上記被保険者及び一定の範囲の方が補償の対象です。詳細は約款にてご確認ください。

運転者の条件

運転者の年齢条件 26歳以上補償

運転者の範囲

範囲	年齢	20歳以下	21~25歳	26~34歳	35歳以上
1 本人(記名被保険者)		×	×	○	○
2 上記1の配偶者		×	×	○	○
3 上記1または2の同居の親族		×	×	○	○
4 上記1または2の別居の未婚の子*		○	○	○	○
5 上記1, 2, 3, 4以外の方 *		○	○	○	○

*被保険者の業務に従事の方などで一部年齢条件の制約を受ける場合があります。

ご契約のお車 (被保険自動車)

☆ 用途・車種 自家用普通乗用車
車名 C-HR
仕様 1200 ターボ S-T

☆ 登録番号

☆ 車台番号

☆ 型式 DBA-NGX10 初度登録年月 令和 1年 7月
☆ 排気量 1.19リットル 車検満了日 令和 4年 7月16日

料率クラス 車両: 7 対人: 7 対物: 7 傷害: 7
☆ 使用目的 業務使用 HV・EV 区 分 ☆ AEB装置

保険料のお支払内容

保険料 3年間合計 309,600円

初回払込保険料 8,520円 第2回目以降払込保険料 8,520円
長期分割2年目保険料 (1月分) 8,350円 長期分割3年目保険料 (1月分) 8,930円

払込方法 口座振替 (長期月払)
保険料 初回 保険始期の属する月の翌月 (令和 2年 8月) 振
払込期日 第2回目以降 保険始期の翌々月から毎月の振替日

(注) 振替日は原則26日 (一部の金融機関は27日) です。当日が休業日の場合は翌営業日となります。
割引・割増等 *ご契約者が所有かつ使用される自動車の付保台数が10台以上の場合はフリート、それ以外 ノンフリートと
ノンフリート* ノンフリート 20等級 (事故有係数適用期間: 0年) 6.3%割引

記名被保険者年齢区分 30~39歳
適用料率 業務使用 新車割引 ASV割引

◆適用条件の詳細は「ご契約のしおり(約款)」の「保険証券の見方」をご参照ください。

本紙記載内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。

☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項 (通知事項*) です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
*申込書等の「福祉車両・教習車・レンタカー」「前契約」「他契約」の欄、割増引・特約等欄の「一日ドライバー利用日数・事故件数」に記載された事項も、☆が付された事項と同じ通知事項です。

自動車保険 ドライバーカード 東京海上日動

右記日付以降の、主な補償内容を表示しております。 令和 2年 7月27日時点

契約者氏名	龍田 美栄 様	1 本人(記名被保険者)	26歳以上補償
保険種類	トータルアシスト	2 上記1の配偶者	26歳以上補償
証券番号		3 上記1または2の同居の親族	26歳以上補償
お車	C-HR	4 上記1または2の別居の未婚の子*	年齢問わず補償
		5 上記1, 2, 3, 4以外の方 *	年齢問わず補償

保険期間 令和 2年 7月27日から 令和 5年 7月27日 午後4時まで

万一事故が起こったら

ケガ人を救助 警察へ届出 相手の確認 直ちに代理店または東京海上日動へ連絡

連絡先 (代理店/仲立人) 大阪浪田石油 TEL 06-6761-0150

東京海上日動安心110番 24時間・365日対応 ☎ 0120-119-110

「ロードアシスト(レッカー搬送等)」お車のトラブルでお困りの際には、上記フリーダイヤルへご利用にあたっては、事前に上記フリーダイヤルにご連絡頂くことが条件となります。お見積にて独自に手配されますと、お取扱いできかねますのでご注意ください。

切り取って半分にお使いください
0E1807254-000
社内整理係
写 1
001/001
3AF
9B1

590-0048

大阪府堺市堺区
一条通13-16 松利ビル5A
龍田美栄事務所 内

龍田 美栄

様



1110111121610002069#

431111 12161 0002069#

0001/0003、0004419

作成日 : 2019/12/16
ページ : 1 / 2

お問合せ先
担当支店 西日本営業第一課 営業二課
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【内容】

契約番号		リース期間	60ヶ月		
契約	リース	リース期間開始日	2019/12/02	リース期間満了日	2024/12/01
販売店名	株式会社 阪南ビジネスマシン	リース料	8,300円	リース料	498,000円
		消費税等	830円	消費税等	49,800円
		お支払額	9,130円	お支払額	547,800円
代表物件名	カラーA3複合機	お支払日	27日	お支払方法	口座振替
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。					

【お支払引落口座】

金融機関名	みずほ銀行堺支店	預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	ツツダ ミエ				

【お支払内容】

回数	お支払年月	お支払額	内訳			回数	お支払年月	お支払額	内訳		
			リース料	消費税等	お支払総高				リース料	消費税等	お支払総高
1	2020/01	9,130	8,300	830	538,670	31	2022/06	9,130	8,300	830	264,770
2	2020/01	9,130	8,300	830	529,540	32	2022/07	9,130	8,300	830	255,640
3	2020/02	9,130	8,300	830	520,410	33	2022/08	9,130	8,300	830	246,510
4	2020/03	9,130	8,300	830	511,280	34	2022/09	9,130	8,300	830	237,380
5	2020/04	9,130	8,300	830	502,150	35	2022/10	9,130	8,300	830	228,250
6	2020/05	9,130	8,300	830	493,020	36	2022/11	9,130	8,300	830	219,120
7	2020/06	9,130	8,300	830	483,890	37	2022/12	9,130	8,300	830	210,000
8	2020/07	9,130	8,300	830	474,760	38	2023/01	9,130	8,300	830	200,880
9	2020/08	9,130	8,300	830	465,630	39	2023/02	9,130	8,300	830	191,730
10	2020/09	9,130	8,300	830	456,500	40	2023/03	9,130	8,300	830	182,600
11	2020/10	9,130	8,300	830	447,370	41	2023/04	9,130	8,300	830	173,470
12	2020/11	9,130	8,300	830	438,240	42	2023/05	9,130	8,300	830	164,340
13	2020/12	9,130	8,300	830	429,110	43	2023/06	9,130	8,300	830	155,210
14	2021/01	9,130	8,300	830	419,980	44	2023/07	9,130	8,300	830	146,080
15	2021/02	9,130	8,300	830	410,850	45	2023/08	9,130	8,300	830	136,950
16	2021/03	9,130	8,300	830	401,720	46	2023/09	9,130	8,300	830	127,820
17	2021/04	9,130	8,300	830	392,590	47	2023/10	9,130	8,300	830	118,690
18	2021/05	9,130	8,300	830	383,460	48	2023/11	9,130	8,300	830	109,560
19	2021/06	9,130	8,300	830	374,330	49	2023/12	9,130	8,300	830	100,430
20	2021/07	9,130	8,300	830	365,200	50	2024/01	9,130	8,300	830	91,300
21	2021/08	9,130	8,300	830	356,070	51	2024/02	9,130	8,300	830	82,170
22	2021/09	9,130	8,300	830	346,940	52	2024/03	9,130	8,300	830	73,040
23	2021/10	9,130	8,300	830	337,810	53	2024/04	9,130	8,300	830	63,910
24	2021/11	9,130	8,300	830	328,680	54	2024/05	9,130	8,300	830	54,780
25	2021/12	9,130	8,300	830	319,550	55	2024/06	9,130	8,300	830	45,650
26	2022/01	9,130	8,300	830	310,420	56	2024/07	9,130	8,300	830	36,520
27	2022/02	9,130	8,300	830	301,290	57	2024/08	9,130	8,300	830	27,390
28	2022/03	9,130	8,300	830	292,160	58	2024/09	9,130	8,300	830	18,260
29	2022/04	9,130	8,300	830	283,030	59	2024/10	9,130	8,300	830	9,130
30	2022/05	9,130	8,300	830	273,900	60	2024/11	9,130	8,300	830	0

【ご連絡事項】

お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

コピーセット方式契約書

甲と乙は、複合機(以下機械という)のコピーセット方式に関する契約を以下のとおり締結します。
締結日: 令和 元年 11月 7日

所在地	甲(お客様)	乙
社名	大阪府堺市東区中野 13-16	大阪府堺市中区梁井北町3275番地
役職名	藤田 美栄 代表取締役	株式会社 阪南ビジネスマシン
氏名	龍田 美栄	上野 晋作

記載事項

1. 契約対象機械および設置場所
 メーカー名 京セラドキュメントソリューションズ
 機種名 TASKalfa2470ci
 機械番号 NO. R2G9601770

所在地	
事業所名	
部課名	
電話番号	

2. 契約期間

令和 元年 11月 7日 から 令和 6年 11月 6日まで

3. 開始メーターカウント

メーター

4. コピーセット料金

品名	型番	金額
カラーコピーセット ブラック	CS-8116K	23,500円
カラーコピーセット マゼンタ	CS-8116M	19,500円
カラーコピーセット シアン	CS-8116C	19,500円
カラーコピーセット イエロー	CS-8116Y	19,500円

上記の金額には消費税および地方消費税を含みません。別途、消費税および地方消費税が加算されます
 ※ 契約期間終了後はスポット契約となります

(以下は新規購入の場合記入)

甲と乙は、本契約締結 たり次の日付をもって契約対象機械および機械に装着している関連商品の
 設置調整が完了したことを 確認します。

設置完了日 令和 元年 11月 7日

株式会社 阪南ビジネスマシン
 大阪府堺市中区梁井北町3275番地
 TEL072(277)0855(代)

コピーセット方式契約条項

第1条(契約の目的)

本契約は甲がコピーセットを購入することにより、乙が甲に機械が正常に稼働するように所定の保守サービスを提供することを目的とします。

第2条(保守サービスの定義)

1. 本契約において、「保守サービス」とは、乙が甲に対して、機械が正常に稼働し得るよう、乙の保守サービス担当を派遣して、下記のサービスを提供することを言います。

甲の要請により、サービス担当を派遣して機械の点検、調整、故障の修理を行うとともに、感光体及び必要な部品の供給・交換を行うこと。

2. 保守サービスの実施は、乙の営業時間内に限ります。

3. 保守サービスの際、甲からの要請があれば、乙は派遣するサービスを乙が通じて甲の機械取り扱い責任者に機械の操作の方法を指導します。

第3条(設置場所)

1. 乙は機械について表記の設置場所にて保守サービスを行うものとします。

2. 甲が機械の設置場所を変更する場合は、予め乙の承諾を得るものとし、乙は甲に対して当該承諾をした場合には機械の稼働方法を甲に連絡するものとし、甲が乙に機械の移動を依頼した場合、乙は機械の移動に要した費用を甲に請求できるものとします。

3. 甲が機械の設置環境を機械仕様の条件に設定・維持することを怠ったことにより、機械に損傷が生じた場合には、乙は甲にその修復に要した費用を請求できるものとします。

第4条(コピーセット)

1. 甲が本契約に基づき購入するコピーセットの価格は表記の通りとします。

2. コピーセットはトナー交換表示で交換するものとします。

3. コピーセットの交換最低料金は1年間につき表記の金額とします。

4. コピーセットの価格には、トナー・感光体使用料・部品代及び保守サービス料金が含まれております。但し、用紙代金は含まれておりません。

5. コピーセットの価格は改定されることがありますが、その場合乙は事前にこれを甲に通知するものとします。

5条(適用除外)

以下の場合は、保守サービスの適用除外とし、乙が修理を行った場合は、乙は第4条に基づきコピーセットの他に追加の料金を申し受けず。

1. 甲の取り扱い上の不注意又は誤用による故障。
2. 乙のサービス実施店以外の者による改造・修理・分解・加工等に起因する故障。
3. 火災・地震・水害・落雷その他天災地災、公署や異常電圧その他不可抗力による故障及び損傷。
4. 第3条(設置場所)・第6条(用紙)その他本契約の約定に対する違反による故障。

第6条(用紙)

甲は機械の使用にあたり、機械の品質維持のため乙推薦の用紙又は乙が別途定める標準仕様に対応する用紙を使用するものとします。但し、それ以外の用紙の使用を希望される場合は、別途定める用紙規格をご確認の上、その指定範囲内にある用紙を使用するものとします。

第7条(感光体の取り扱い)

1. 乙は本契約締結時に感光体1本を甲に供給するものとし、以後第2条によるものとし、
2. 前項に基づき乙が甲の使用のために供給した感光体の使用権は、乙に帰属するものとし、甲はこれを善良なる管理者の注意義務を持って管理し、通常の方法に従って使用するものとします。
3. 本契約が期間満了、中途解約又は契約解除により終了した場合、甲は乙に対して直ちに感光体を返還するものとし、
4. 甲は乙が本契約締結時に供給する感光体及び第2条に基づき交換された感光体を目的および方法の如何を問わず他に流用しないものとします。

第8条(免責条項)

1. 乙のサービス実施店は、甲に対し機械が使用できないことにより生ずる損害について責任を負わないものとします。
2. 機械に接続しているコンピューター、周辺装置などに保管されている甲所有のデータ、ファイルなどは甲の責任のもとバックアップをとり、方、保守サービス実施中に甲所有のデータ、ファイルなどを誤って破壊、消去させてしまった場合でも、乙が実施するサービス実施店は、甲に対し、損害賠償責任を負わないものとします。
3. 保守サービスの実施に不備があった場合は、乙が実施するサービス実施店は、その不備を修復すべく最大限の努力を行うことを持つて、その責任の全てとします。

第9条(期間)

1. 本契約の有効期間は、表記に記載の契約開始日から契約満了日までとします。
2. 契約期間満了後はスポット契約となります。

第10条(契約の解除)

甲が次の各号の一つに該当した場合には乙は何らかの催告なく本契約を終了することができるものとし、その場合又は契約期間が満了した場合甲は直ちに全債務を乙に支払い、乙が提供した感光体を乙に返却するものとします。

1. コピーセット料金の支払いを滞りしたとき。
2. 差押・倒産・民事再生手続きその他経営に重大な支障を生ずる法的手続きを受け、又はなしたとき。
3. 自ら棄出し、もしくは引き取った手形または小切手の不渡処分を受け、支払い停止状態に至ったとき。
4. 本契約に基づき生ずる権利又は義務を第三者に譲渡あるいは質したとき。
5. 乙が指定するコピーセット以外の消耗品を使用したとき。
6. 機械の代金、リース料等の支払いを滞りしたとき。
7. 甲の責に帰すべき理由により、機械の売買契約、リース契約等が解除されたとき。
8. 本契約の各条項の一つでも違反したとき。

第11条(黙示禁止)

甲は事前に乙の文書による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡しないものとします。

第12条(合意管轄)

本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第13条(協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上友好的に解決するものとします。

以上